

地域密着型サービス事業所へ の事務連絡について

資料 10

地域密着型サービス事業所への事務連絡について

○ 協力医療機関に関する届出について

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

○ 業務管理体制における一般検査

尾道市に業務管理体制を届け出ている地域密着型サービス事業者

○ 生産性向上推進体制加算の実績データの報告について

生産性向上推進体制加算を算定する事業所

1 協力医療機関に関する届出について

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

令和6年度介護報酬改定等に伴い、

「1年に1回以上、
協力医療機関との間で入所者の病状が急変した
場合等の対応を確認するとともに、
当該医療機関の名称や取り決め等について、
事業所の指定を行った自治体に届出すること」
が義務付けられました。

1 協力医療機関に関する届出について

【協力医療機関に関する要件】

1. 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
2. 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
3. 入所者の病状が急変した場合等において、医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

上記1～3を満たす協力医療機関を定めることが義務付け
(令和9年3月31日までは努力義務)

【認知症対応型共同生活介護】

上記1・2を満たす協力医療機関を定めるよう努めること

1 協力医療機関に関する届出について

- 「**一年に一回**」届出が必要。(広島県が厚生労働省に確認)

要件を満たす医療機関を定めることが努力義務であり、届出が努力義務ではない。
協力医療機関として定めている場合は、提出すること。

- 令和7年度は、6月頃案内予定です。
- 届出書は、尾道市ホームページに掲載しています。

【提出書類】

- ・ (別紙3)協力医療機関に関する届出書
- ・ 各協力医療機関との協力内容が分かる書類
(協定書・契約書等)

2 業務管理体制における一般検査

尾道市に業務管理体制を届け出ている地域密着型サービス事業者
= 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が
同一市町村内にのみ所在する事業者

○ 業務管理体制における一般検査とは

介護サービス事業者が整備した業務管理体制について、
整備や運用状況を確認するため、定期的を実施。
(おおむね6年に1回)

○ 令和6年度の実施は

令和7年3月6日に対象事業者へ通知。
【提出期限】 令和7年3月28日(金)

3 生産性向上推進体制加算の実績データの報告について

生産性向上推進体制加算を算定する事業所

生産性向上推進体制加算を算定する事業所は、1年以内毎に1回の生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告していただく必要があります。

○ 報告方法

原則「電子申請・届出システム(生産性向上推進体制加算実績報告システム)」
(厚生労働省ホームページ)

※ GビズIDが必要。

○ 報告期限

令和7年3月31日まで